

原村景観形成基本方針 概要版

1 目的・位置付け

この原村景観形成基本方針は、景観法・景観計画策定に関することや、原村のこれまでの景観に対する取り組みや実態、考えや対策等をまとめ、今後の景観の維持、保全に対する基礎資料となるよう作成しました。

平成 28 年策定の「第 5 次原村総合計画」及び「原村地域創生総合戦略」の基本目標に基づき、平成 30 年度から令和 2 年度まで景観計画策定に向けた取り組みを行ってまいりましたが、観行政団体に移行する方法だけでなく条例や取り組み内容を見直していくことで景観保全対策を進めることも可能であり、再度根本から原村の景観にとって最善の方法を模索しようという考えに至り、本方針を作成しています。

2 原村の景観特性と課題

本村は、八ヶ岳連峰をはじめとする眺望景観、山林、農用地、保健休養地内の別荘地・ペンション村等、村域全体に魅力溢れる景観が広がっており、どれも欠くことのできない要素となっています。

一方で、耕作放棄地や空き家のような継承の問題、開発による森林伐採、道路整備、ごみの不法投棄等が景観の維持、保全に対する課題となるという意見が住民アンケート等で寄せられています。

3 地域区分と景観形成方針

村の景観は、農用地と保健休養地の二大景観により構成されています。それぞれの地域の特性に合わせ、景観形成を図る方向性によって村域をゾーン分けし、ゾーンごとに景観形成方針を定めていく必要があります。近年の開発増加を受け、宅地開発地と保健休養地のゾーン境界の変更も考えられます。

また、面としての区分では把握しきれない線（軸）的な景観にも着目する必要があります。（右下図参照）

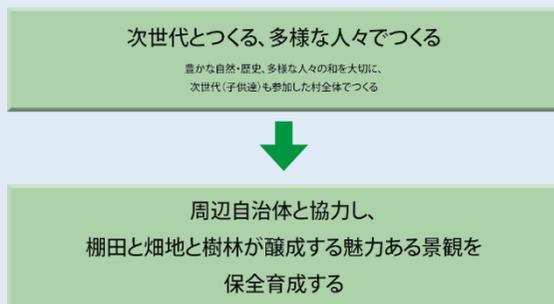
4 景観形成基本方針の推進

景観形成基本方針の推進に向けては、良好な景観形成を図るために、景観の規制や整備、誘導方針とともに、村づくりにかかわる住民参加の体制や支援策、基準や審査などの具体的な施策を定めていく必要があります。

また、これらの施策は、継続的に取り組んでいかなければなりません。事務局としては原村において景観に最も影響している原村環境保全条例の内容を改めて見直し、検討していくことが重要だと考えています。

その上で、具体的な指針となるガイドラインを策定し、住民や事業者が具体的に取り組めるよう誘導していく必要があります。また、「広報はら」や WEB サイトでの発信により、景観に対する意識の周知を図るとともに、景観推進委員会等の開催や、景観シンポジウムの開催、現状に応じて原村景観形成基本方針の見直しを進め、そのためのワークショップの開催などにより、景観に対する意識レベルの維持を図っていくことが望まれます。

■基本理念



■方針

生産緑地である農用地と、保健休養地、それを取り巻く眺望景観に関し、右図の各路線を景観軸として景観計画形成方針を設定することが望まれます。

